

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 告示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

## 告示

- 宮城県告示第六百八十一号
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

告示									
(共同参画社会推進課)									
(介護保険室)									
七	七	六	五	四	四	三	二	二	一
(道 路 課)									

二 訪問看護		一 訪問介護		四 申請のあつた年月日	
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	平成二十一年七月十四日	平成二十一年七月十四日
○四七一四〇〇九一三	ヘルパーステーションあおぞら	○四七一四〇〇五〇六	ヘルパーステーションあおぞら	○四六一二九〇〇五八	○四六一二九〇〇五八
六十五番地一 登米市中田町浅水字上川面	登米市中田町浅水字上川面	十九番地四十九 亘理郡山元町坂元字苦合二	すみれヘルパーステーション 亘理郡山元町坂元字苦合二	訪問看護ステーションふれ あい	訪問看護ステーションふれ あい
医療法人仁泉会	有限会社杉山ケアサービ	申 請 者 名	申 請 者 名	指定年月日	指定年月日
平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日	宮城県知事 村井嘉浩	宮城県知事 村井嘉浩	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
医療法人仁泉会	医療法人仁泉会	申 請 者 名	申 請 者 名	指定年月日	指定年月日
平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年

特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ビジネス創造研究所  
一 代表者の氏名 白鳥 則郎  
二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町一丁目一番四十一号  
三 定款に記載された目的 この法人は、地球環境の回復と保全並びに少子高齢社会を意識し、企業・大学及び個人等が保有する知的財産権・技術・アイデアなどを発掘しマッチングと融合の上で事業の創出と育成並びに企業の再生支援を通じ産業の振興と雇用の創出を図る。また、長い人生経験と豊かな知識と技能などを備えたシニア世代を社会の貴重な人的資源として捉え、その活力を社会に生かすための仕組み構築に寄与することを目的とする。

三 居宅療養管理指導		六 特定福祉用具販売	
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名	指定年月日
○四六一一九〇〇五八	あいながだ町浅水字上川面 登米市中田一町浅水字上川面	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日

## 四 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名	指定年月日
○四七〇六〇〇四三八	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七一一一〇〇八九九	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七一二〇〇九三一	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七一二〇〇九三一	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七一二〇〇九三一	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七二四〇〇五一四	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七二四〇〇五六一四	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七二八〇〇六一四	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七五四〇二〇九五	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
三仙賀デイサービス憩いの園西多 番二十五号	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
仙台市泉区松森字沢目二十 イ(株)東京インテリアメデ カルサービス営業所	申 請 者 名	指定年月日	六月一日
株式会社東京インテリア	申 請 者 名	指定年月日	六月一日
六月一日	指定年月日	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日

○宮城県告示第六百八十三号  
介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申 請 者 名	指定年月日
○四七〇六〇〇四三八	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七〇七〇〇七〇九	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七一二〇〇九一五	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七二三〇〇九五五	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
○四七二四〇〇五一四	医療法人仁泉会	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日
地九 亘理郡亘理町新町四十一番	申 請 者 名	指定年月日	平成二十一年六月一日
七加美郡加美町町裏二百七十 番地二	申 請 者 名	指定年月日	平成二十一年六月一日
地九 亘理郡亘理町新町四十一番	申 請 者 名	指定年月日	平成二十一年六月一日
三仙賀デイサービス憩いの園西多 番二十五号	申 請 者 名	指定年月日	平成二十一年六月一日
○四七五五〇二〇九一九	申 請 者 名	指定年月日	平成二十一年六月一日

○宮城県告示第六百八十四号  
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設として、次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十四日



○宮城県告示第六百八十六号 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があつた。		番地の一 イカルサービス泉営業所 番仙台市泉区松森字沢目二十 家具		六月一日	
平成二十一年七月二十四日		宮城県知事 村井嘉浩		一 訪問介護	
○四七一五〇〇一三一一 ○四七二八〇〇三六六 ○四七五五〇一六六四 ○四七五五〇一六六四		介護保険事業所番号 事業者の名称及び所在地 申請者名 廃止年月日		申 請 者 名 廢止年月日	
○四七五五〇〇七三一 ○四七五五〇〇七三一 ○四七五五〇〇七三一 ○四七〇六〇〇三一三		事業者の名称及び所在地 申請者名 廃止年月日		申 請 者 名 廢止年月日	
白石市本鍛冶小路四番地 有限公司トキオ建材福祉事 業部		三 福祉用具貸与 二 通所介護 一 介護保険事業所番号 事業者の名称及び所在地 申請者名 廃止年月日		申 請 者 名 廢止年月日	
六月三十日 平成二十一年		六月三十日 平成二十一年		六月三十日 平成二十一年	

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があつた。

平成二十一年七月二十四日

○宮城県告示第六百八十八号 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があつた。		宮城県知事 村井嘉浩		一 介護予防訪問介護	
平成二十一年七月二十四日		申 請 者 名 廢止年月日		申 請 者 名 廢止年月日	
○四七一五〇〇一五三一 ○四七五五〇一六六四 ○四七五五〇一六六四 ○四七五五〇〇七三一		介護保険事業所番号 事業者の名称及び所在地 申請者名 廃止年月日		申 請 者 名 廢止年月日	
○四七〇六〇〇三一三 有限公司トキオ建材 業部		三 福祉用具貸与 二 通所介護 一 介護予防通所介護 介護保険事業所番号 事業者の名称及び所在地 申請者名 廃止年月日		申 請 者 名 廢止年月日	
六月三十日 平成二十一年		六月三十日 平成二十一年		六月三十日 平成二十一年	

## 三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
○四七〇六〇〇三一三 業部 白石市本鍛冶小路四番地	有限会社トキオ建材		平成二十一年六月三十日

## ○宮城県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 道路の種類 一般国道  
二 路線名 三百九十八号  
三 道路の区域

変更の区間		前 後		前 後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
石巻市北上町橋浦字南釜谷崎一〇五番三地 先から 同市同町橋浦字南釜谷崎無番地先まで		七・五 二七・六		六三四・〇		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
		七・五 二七・〇		六三四・〇					

## ○宮城県告示第六百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 道路の種類 県道  
二 路線名 泉塙釜線  
三 道路の区域

変更の区間		前 後		前 後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
多賀城市市川字伏石一五番一地先から 同市市川字伏石九番三地先まで		一〇・〇 一一・〇		七一・〇					
		一〇・〇 一一・〇		七一・〇					

## ○宮城県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 道路の種類 県道  
二 路線名 泉塙釜線  
三 道路の区域

変更の区間		前 後		前 B		前 A		前 後	
角田市小田字中島一二二番一地先から 同市小田字宮内三九番一地先まで		二二・三 六・二		一四九・〇		五・三 一四・〇		二四〇・〇	
角田市小田字福田七五六番一地先まで		二二・一 三六・二		二九九・〇		一三一・〇		一一一・〇	
		二二・一 三六・二		二九九・〇		一三一・〇		一一一・〇	

- 一 道路の種類 県道  
二 路線名 越河角田線  
三 道路の区域

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

## 一 道路の種類 県道

## 二 路線名 柳沢中新田線

## 三 道路の区域

変更の区間		前 後	敷地の幅員 (メートル)
前	後		
加美郡加美町鳥屋ヶ崎字稻荷前一三〇番一 まで	同郡同町鳥屋ヶ崎字稻荷前一八三番一地先から	六・〇~ 三六・八	一一・〇~ 三六・八
仙沼土木事務所において一般的な縦覧に供する。	仙沼土木事務所において一般的な縦覧に供する。	一四四・〇	一四四・〇

## ○富城県告示第六百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び富城県気象台土木事務所において一般的な縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道  
二 路線名 払川町向線  
三 道路の区域

変更の区間		前 後	敷地の幅員 (メートル)
B	A		
九・九・〇 六・九・〇	四・五・〇 七・一・〇	三・〇~ 七・一・〇	敷地の延長 (メートル)
九・九・〇 六・九・〇	二・一・〇 四・九・〇	二・一・七三・〇 二・一・四九・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
本吉郡南三陸町歌津字払川一五〇番一 二〇地先から	同郡同町歌津字上沢一六四番一地先ま で		備 考

## ○富城県告示第六百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び富城県東部土木事務所において一般的な縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
石巻市北上町橋浦字南釜谷崎二〇五番三地先から 同市同町橋浦字南釜谷崎二〇五番三地先から	平成二十一年七月三十日午後二時	平成二十一年七月二十七日

## ○富城県告示第六百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び富城県仙沼土木事務所において一般的な縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
多賀城市市川字伏石一一番一地先から 同市浮島字宮前一三五番地先まで	平成二十一年七月三十日午後二時	平成二十一年七月二十七日

## ○富城県告示第六百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び富城県仙沼土木事務所において一般的な縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
加美郡加美町鳥屋ヶ崎字稻荷前一三〇番一地先から 同郡同町鳥屋ヶ崎字稻荷前一八三番一地先まで	平成二十一年七月二十四日	平成二十一年七月二十四日

人事委員会

○名取市立ゆりが丘小学校勤務定行俊彰に対する平成十七年八月二十一日付け懲戒処分について、第

回口頭審理を次により行之

平成二十二年七月二十四日

宮城県人事委員会

- (2) 運転免許取得者教育に使用する施設の名称  
角田自動車学校

(3) 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地  
宮城県角田市角田字中沢46番33号

平成二十一年八月二十七日 午後二時三十分

二  
易折

仙台市青葉区本町三丁目八番一號

宮城県庁舎  
十一階 100 会議室  
傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名限り交付します。  
なお、傍聴者の入場は、午後二時からとします。

公好樂記

○宮城県公安委員会告示第129号

平成21年7月24日  
昭文書院(昭文堂)第100号の上に記載の所により、以下のとおり公表する。

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 認定をした旨

近世文選ノ書 1000年文庫叢書

七〇

## 掲げる事項

(1) 名称、住所及び代表者の氏名

角田自動車学校

宮城県角田市角田字中沢46番33号

ウ 代表者の氏: